



寒川町立小・中学校適正化等基本方針

高
寒
川
町
立
小
・
中
学
校
適
正
化
等
基
本
方
針

概要版

基本方針を策定（令和4年6月）

寒川町教育委員会では、人口減少・少子化の進行による将来的な児童生徒や学級数が減少する学校の小規模化に対応し、充実した教育環境を確保するため、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、町の学校教育がめざすべき方向性や、学校規模・配置等についての考え方について、幅広い観点で協議・検討を進めているところです。

令和4年6月に今後の学校適正化等の在り方についての基本的な考え方をとりまとめた「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」を作成しました。より良い教育環境を整えていくために、今後もみなさまのご意見をいただきながら、共に町の教育に取り組んでまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

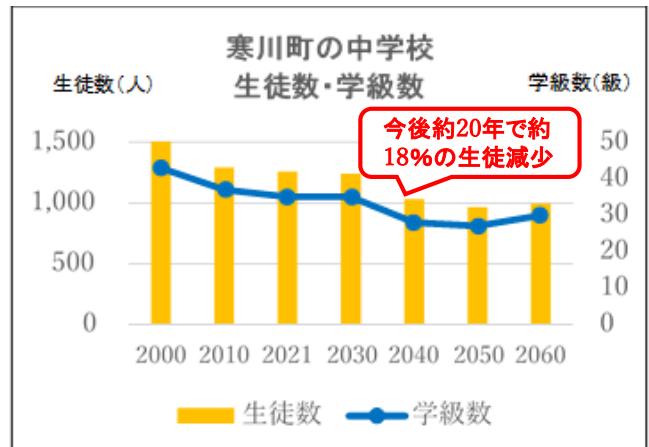
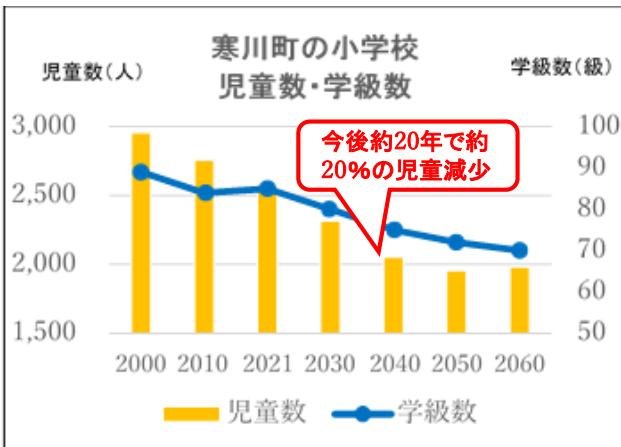
1 学校適正化等検討の背景

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。本町においても、学習環境の基盤となる学校の適正規模・配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。こうした中、将来を見据えた公共施設等の在り方を定めた「寒川町公共施設再編計画」が策定され、町税減収と少子化の進行を念頭に公共施設の統合・複合化を進めることがされました。

小・中学校における義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。さらに、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。



2 学校適正化等の基本的な考え方

将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。

3 適正な学校規模

義務教育における学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえ、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

小規模の学校には、きめ細かな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会が多くなるなどといった良い面がある一方で、学習形態の多様さ、クラス替え、切磋琢磨する機会などが制限されるなどの様々な課題があることから、一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、可能なかぎり学校規模を標準化する必要があります。

そこで、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定めることとし、本町がめざす学校規模について、次のとおり3つの視点から整理します。

① 社会性等を育む視点

- 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい。
- 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動を可能とする学校規模が望ましい。
- 義務教育後においては、様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わることが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるような学校規模が望ましい。



② 指導体制を充実する視点

- 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。
- 主に学級担任制を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができる、授業の質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。
- 教科担任制を行う中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模が望ましい。



③ 学校を運営する視点

- 一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減する教員が児童生徒と向き合う時間をできるかぎり確保できる学校規模が望ましい。
- 教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。



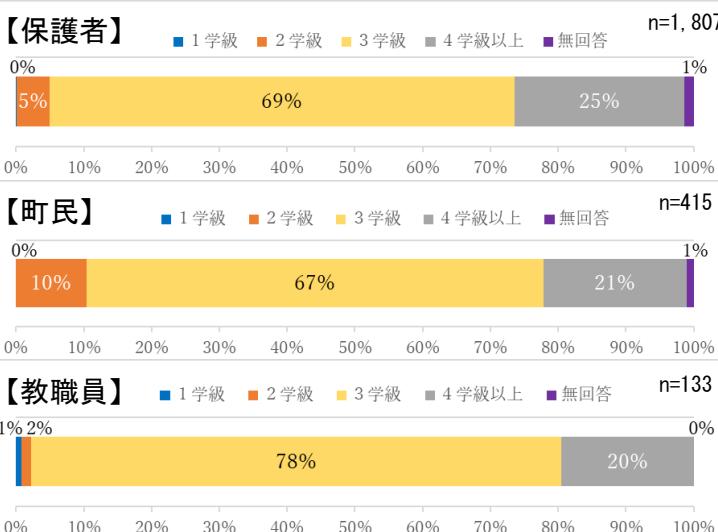
保護者・町民・教職員のみなさんのご意見は…

- 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が9割程度を占める結果となりました。
- 中学校については、クラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約7割を占める結果となりました。
- 学校現場からは、各教員の校務を適切に分担でき、子どもたちと関わる時間が増えるよう、一定の学校規模による教員の人数を確保するべきとの意見が多く見られました。
- 全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模（1学級の人数）については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

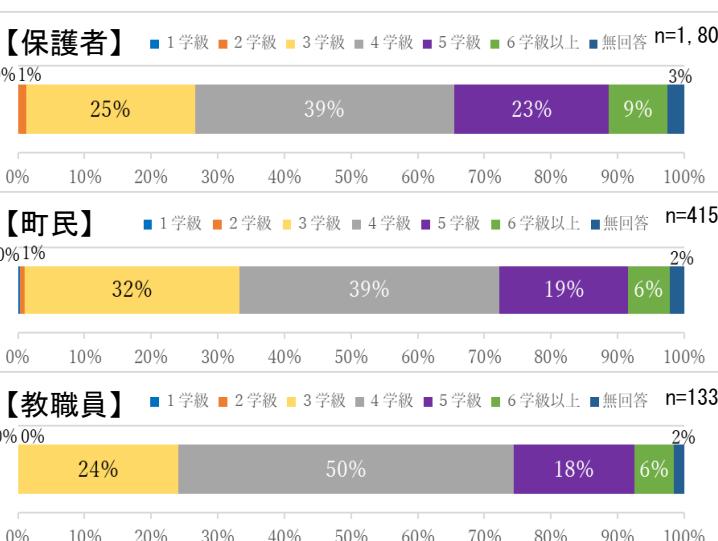
Q 1学年あたりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。

*「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート報告書」より抜粋

小学校



中学校



学級数が少ないメリットは

- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

学級数が少ないデメリットは

- クラス替えがしにくくなる
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 集団活動・行事や集団学習の実施に制約が生じる
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- 免許外指導の教科が生まれる可能性がある

*文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より抜粋

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会の意見は…

- 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討を行う。
- 子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から検討を行う。
- 教職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに目が行き届くようにする。

「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」を基本的な考え方として、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、次のとおり本町における学校規模の基準を定めます。



寒川町がめざす学校規模

小学校

クラス替えが可能となる各学年2学級以上

中学校

クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

4 学校の適正化等を進めるにあたっての留意事項

■学校の新たな

「かたち」づくり

適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点から検討します。

■地域への配慮

学校が地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

■児童生徒への配慮

学習・生活環境等の変化に伴う児童生徒の不安等を可能な限り軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

■校舎の安全等

児童生徒の生活の場である校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

■適正な配置バランス

可能な限り児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。

■通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

学校適正化等の検討においては、学校適正化後の将来ビジョンの共有が重要であり、**適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくり**に向けて、新しい時代への対応という視点から、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、次のとおり構造図として整理しました。学校の新たな「かたち」づくりとして、「**コミュニティ・スクール**」「**小中一貫教育**」「**少人数教育**」といった、3つの取組について検討します。

寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について

- 寒川町の教育は、「寒川町教育大綱」及び「寒川町教育振興基本計画」に基づき推進する。
- 学校の適正化は、「寒川町教育振興基本計画」等に掲げる教育目標を実現するための環境を備えた学校の新たな「かたち」づくりを行うものである。
- 本町教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小・中学校の連携を強化し、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」について検討する。
- 併せて、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化として、「少人数教育」について検討する。
- 加えて、令和5年度までに町内全校で取り組むことを目途に、順次導入を図っていくコミュニティ・スクールを通じて、地域との連携・協力を発展させていく。

めざす子どもの姿「さむかわっ子」

- ◎ 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち
- ◎ 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

教育環境の充実
(ソフト・ハード両面)

指導力の向上
指導体制の充実

学校・地域・家庭
との連携の強化

教育課程の内容の充実

学校の新たな「かたち」づくり

コミュニティ・スクール

少人数教育

小中一貫教育

学校の環境整備
・地域との連携及び社会に開かれた教育課程の推進
・9年間の教育課程の編成
・新しい学びへの対応

各種連携、校舎改修等

学校規模の確保
・多様な人間関係の構築
・クラス替えのできる環境
・免許外指導の回避
・部活動を選択できる環境

スケール・メリット

指導体制の強化
・個別最適な学びの推進
・教職員の負担軽減及び子どもと関わる時間の確保
・小中学校協働による指導

系統的な指導、きめ細かな指導

学校適正化の推進

学校の新たな「かたち」づくり

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

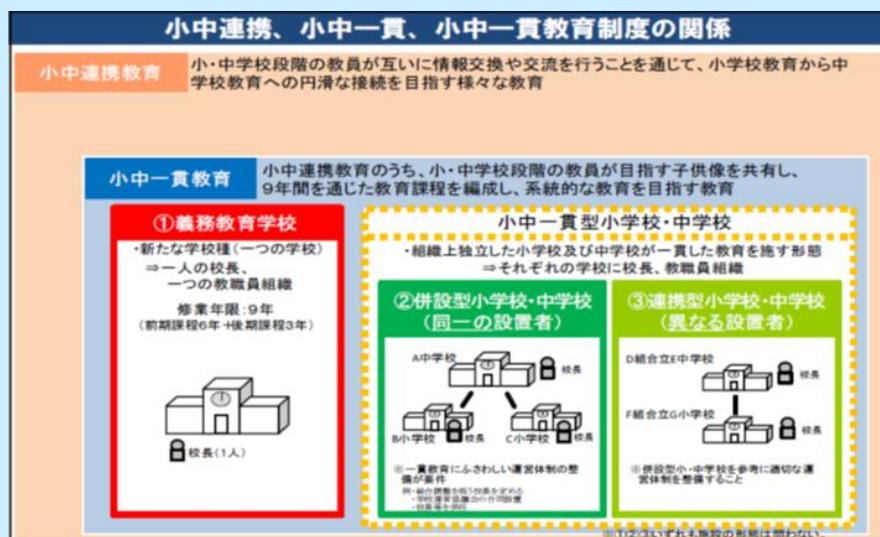
コミュニティ・スクールは、**保護者や地域住民が学校運営に参画すること**を通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、**地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり**につながるもののです。

この仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする契機となり得ると考えます。

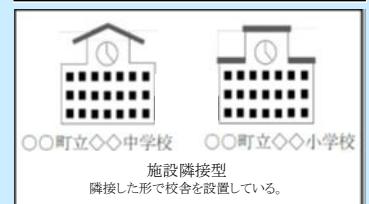
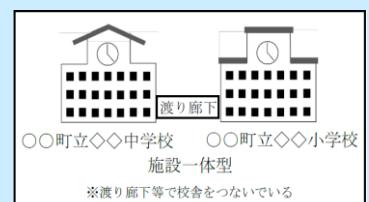
② 小中一貫教育

小中一貫教育は、小・中学校間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる、いわゆる「中1ギャップ」の解消や、義務教育9年間を通して、切れ目ない教育課程によって、より系統的な学習ができるよう、小・中学校がめざす子ども像を共有し、**義務教育9年間を一貫した教育課程を編成すること**です。

また、小中一貫教育には、次のとおり**様々な種類や施設形態**があります。



【小中一貫教育校の施設形態】



③ 少人数教育

国は、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために**公立の小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げる**こととしました。また、本町の保護者・町民・教職員へのアンケートを通じて、全ての属性において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれています。

公立中学校の学級編制の標準は40人のままであることから、少なくとも小学校同様の教育環境について検討をすることが必要であると言えます。

適切な配置バランス及び通学時の安全等について

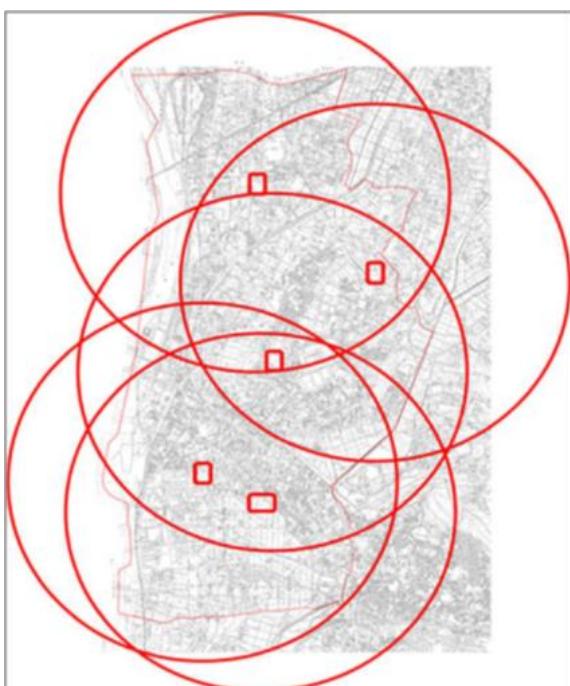
- 本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。
- まず、「寒川町がめざす学校規模」を目安とし、学校適正化により、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。
- 学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校適正化を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置等の決定にあたっては、可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件が確保されるよう努めることが大切です。

【参考 国の通学距離の考え方】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」として定めています。

小学校から半径2kmの円及び中学校から半径3kmの円

【小学校(5校)】



*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【中学校(3校)】



寒川町がめざす学校配置に係る条件

本町では、その交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、**歩行による通学を原則**とします。

また、歩行での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、**小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内**と考え、この目安に基づく通学距離の実現を目指します。

資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『寒川町立小・中学校適正化等基本方針』と検索。

◆<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら



※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川町役場分庁舎2階（教育政策課）

お問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111（内線512）

F A X 0467-75-9907

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ